

〈昭和 52 年〉

5 / 25

No. 363

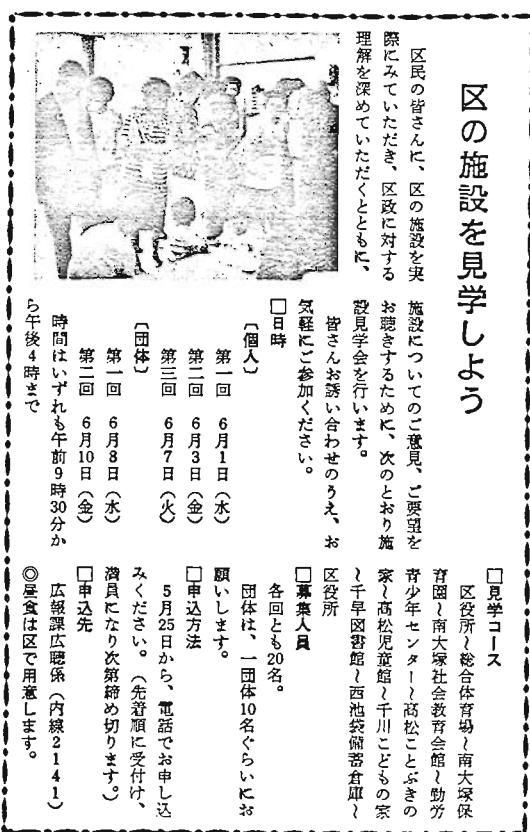
発行・東京都豊島区  
編集・企画部広報課  
豊島区東池袋1-18-1  
☎ 170 ☎ 981-1111

人口と世界

5月1日現在 前月比  
 人 口 291,910 (+1,280)  
 男 144,484 (+915)  
 女 147,426 (+365)  
 世 帯 数 131,016 (+1,744)  
 (住民基本台帳による)

廣報

The image shows two large, stylized, symmetrical floral or scrollwork motifs. They are rendered in a dark, textured style against a light background. The motifs are positioned at the top of a page, above a horizontal line of text.



6月1日スタート



～デンデン虫マークが目印です～

豊島区では、身体障害者の方の生活の利便を図るために、6月1日から福祉タクシー制度を実施する。この制度は、東京都個人タクシー協同組合と努力して行うもので、身障者の方が自己にてタクシーを呼んだり、街頭でタクシーを拾うことが気軽にできるようになります。

専ら団地でなく住宅を修繕しようとする方で、自己の資金だけでは困難な方に対し、修繕に必要な資金を金融機関の協力により融資あらせんします。

◇対象となる住戸

- ①区内にある自己所有の住宅で、居住者のための住宅。
- ②居住部分の床面積が66平方メートル(約50坪)以下で、なおかつ全体の床面積の二分の一以上であること。

◇申込みのできる方

- ①区内に一年以上住所を有していること。
- ②前年度の住民税を完納していること。

③年間合計所得金額が30万円以内であること。

で、かつ年間賃金の3倍以上の所得があること。

④申込時の年齢が70歳未満であること。

⑤連帯保証人があること。

◇連帯保証人の資格

①都内に1年以上住所を有すること。

②前年度の住民税を完納したこと。

③扶養希望者の配偶者、及び生計を同一にする人でないこと。

④資金の返還について実証な保証能力を有すること。

◇融資額と返済期間

20万円から5万円単位で、10ヶ月を限度に工事費の80パーセント以内の金額を、工事完了後返済し得ること。

◇融資の申込手続

①住宅修繕資金融資あらせん申請書

②融資計画書

③工事見積書

④家庭登記證謄本

⑤申込者及び連帯保証人の前年度特別区民税の納税証明書

⑥借地の場合は土地所有者の権利承諾書

⑦その他、区長が必要と認める書類

◇その他の融資

融資を受ける方は、金融機関と住宅金融公庫との間で締結する住宅融資保険の保険料(年0・15ペーセン)相当額を負担していく必要があります。

◇申込受付

6月13日から22日までで、区役所2階区民課庶務係へお申込みください。案内書は出張所にもあります。

◇お問い合わせ

6月上旬から受け付けます。  
本人もしくは代理人が身障者手帳を福祉課まで持参すれば、その場で「福祉タクシー利用券」を渡します。(1枚30円の利用券を1か月10枚交付します)

■料金の支払  
利用券を運転せんに渡し、メーター料金から20円を引いた額をお支払いください。

■お問い合わせ  
東京23区内と三重市、武蔵野市  
福祉課福祉係（内線2626）





